

送配電等業務指針第103条第3項に基づく 「工事費負担金の支払い条件の変更に応じる」場合の考え方について

1. 経緯

系統連系希望者は、送配電等業務指針第103条第2項において「連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、工事費負担金の支払い条件の変更について協議を求めることができる」とされているが、国の審議会¹において『支払条件の変更に係る一般送配電事業者との協議についても、どのような場合に分割払いが可能となるのかが必ずしも明らかにはなっていない』ことから、『分割払いが認められる場合の基準を明確にするべく、ルール化に向けて具体的な検討を進める』との中間整理が示された。このため、対応方針の「工事費負担金の支払い条件の変更」について、系統連系希望者から分割払いによる支払条件の変更の求めがあった場合に、送配電等業務指針第103条第3項に基づく「工事費負担金の支払い条件の変更に応じる」場合の考え方について示す。

2. 工事費負担金の分割払いが認められる場合の考え方

工事費負担金の支払いは、設計・資材の発注や具体的な工事の実施など債務が発生しているものについて工事費負担金の支払いが滞った場合に、共同負担の事業者や当該系統への連系希望者にも事業の遅れなどの不利益を生じる場合がある。

このため連系等に必要な工事が長期にわたる場合^{*1}の工事費負担金の分割については、一般送配電事業者において、工事設計・発注などの工程毎の切り分けを検討^{*2}の上、工事工程単位で分割払い（必要費用分をその都度の前払い）^{*3}とする。また、募集プロセスなど複数事業者共同負担の場合には、金融機関の債務保証等により、他事業者に影響がないことを担保することで、前述の工事工程単位での分割払いを可能とする。

なお、分割が困難な場合には一般送配電事業者はその理由を示すこととする。

※1 複数年にわたって主要設備（送電、変電等）の資材の発注が伴う場合等

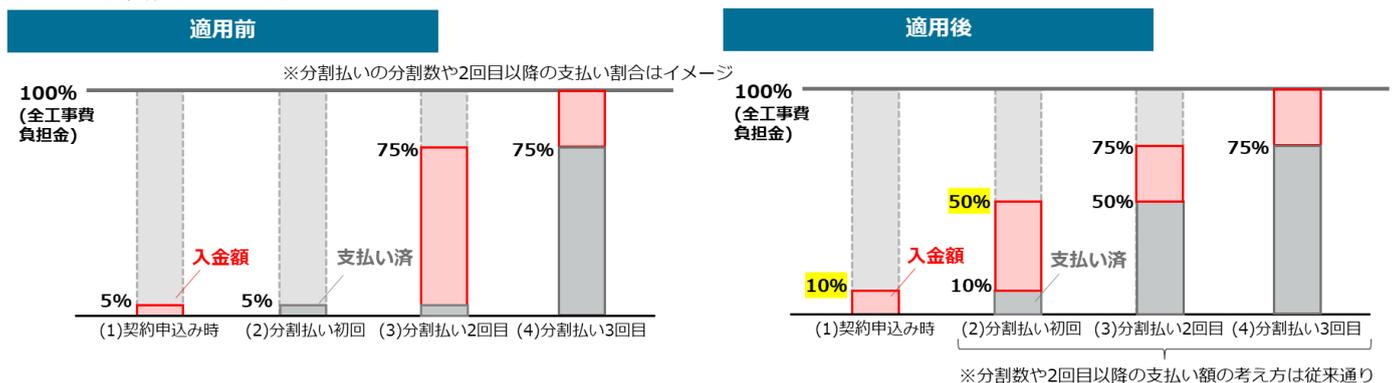
※2 切り分けによって工事費等が増加しない範囲で検討

※3 系統用蓄電池^{*4}の分割払いは、初回の支払額を工事費負担金総額の50%以上とし、工事工程ごとの分割により、初回支払額が50%を超える場合は、その額とする。本取り扱いは、2026年4月1日以降に一般送配電事業者・配電事業者が契約申込みを受領する案件より適用を開始する。

※4 系統用蓄電池は、系統に直接接続され、特定の電源の出力変動ではなく、電力システム全体の需給変動への対応に活用されるものとし、他の電源種、需要と併設する蓄電池においては、設備容量等の面から蓄電池が主たる設備と判定される場合は適用の対象となる。（判定は各エリアの一般送配電事業者・配電事業者が行う。）

以上

※3の工事費負担金の支払いイメージ



【参考】送配電等業務指針

(工事費負担金契約の締結等)

- 第103条 系統連系希望者は、連系承諾後1か月以内に、一般送配電事業者等と工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。
- 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者及び配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。
 - 3 一般送配電事業者等は、前項ただし書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。
 - 4 前3項の規定は、混雑緩和希望者又は第131条の19第1項の規定による応募を行った追加混雑緩和希望者が、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて工事費負担金契約を締結する場合に準用する。この場合において、「系統連系希望者」とあるのは、「混雑緩和希望者又は第131条の18の規定による追加混雑緩和希望者」と、「連系承諾後」とあるのは、「第131条の23の規定による回答後」と、「連系等に必要な工事」とあるのは、「系統増強工事」と読み替えるものとする。

¹ 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（中間整理_5/22）